

# 新型コロナウイルス感染症対応 店舗休業補償制度

## 加入のご案内

もしも新型コロナウイルスに  
**感染または濃厚接触してしまったら…**

そんな不安を軽減するために、  
**今から準備しておきたい補償制度が誕生！**

本制度は、**1日以上**の休業で補償（保険）金を受け取ることができる制度です。  
組合員の皆さまの理容店経営の一部補填金としてご活用ください！



制度のポイントは…

1

全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員である理容師のみならず、理容店に勤務する従業員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により休業した場合でも補償されます！

2

所定の休業日を除く1日以上の休業が確認された時点で、補償（保険）金を請求できます！

保険期間

**毎月1日午後4時から1年間**

# 1

## 加入対象者について

対象者

全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員の方

対象となる  
理容店

全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員の店舗

# 2

## 補償の内容について

新型コロナウイルス感染症対応 全国理容連合会 店舗休業補償制度は、全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員または組合員の店舗に勤務する従業員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触した場合に、一時的に休業を余儀なくされた時の喪失利益、消毒費用、PCR検査費用などを補償する制度です。  
 以下の3つすべてを満たした場合に、補償(保険)金のお支払対象となります。

① 全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員もしくは組合員の店舗に勤務する従業員が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接觸すること

② ①に伴い、当該理容店を消毒\*すること

③ ①および②に伴い、所定の休業日を除き1日以上休業すること

\*消毒作業は、外部業者に委託した場合、自ら消毒した場合いづれでも可

補償内容	補償(保険)金額(1事故・保険期間中限度額)	
	Aプラン	Bプラン
① 喪失利益 ② 収益減少防止費用 ③ 感染症対策費用 ● 消毒費用 ● PCR検査費用 ● 感染の有無を診断するために支出した交通費 ● 感染拡大の防止のために支出した費用 ● その他、事故により支出が確定的な費用	5万円 (休業1日)	<b>10万円</b> (①休業1日 50,000円) (②休業2日目以降 1日につき10,000円) (①②あわせて保険期間中限度額10万円まで)

### 《ご注意》

直近会計年度の売上高が、**年間200万円**を下回る場合、お支払いする補償(保険)金は実損払い(もしくは減額)となります。  
 また、休業が補償される他の同様の保険契約にご加入の場合は、個別調整が必要になります。

# 3

## 保険期間と保険料

■ 新規申込 保険期間：毎月1日午後4時～1年間

(一括払)

掛 金

Aプラン

**2,800円**

Bプラン

**5,300円**

※掛金は保険料と制度運営費(300円)で構成されています。

※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用(パンフレット発送費、電話代、事務管理費など)に使用されます。